

議案第 97 号

前橋市水道事業給水条例の改正について

令和元年 9 月 3 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市水道事業給水条例の一部を改正する条例

前橋市水道事業給水条例（平成 5 年前橋市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条第 1 項第 2 号本文中「及び」を「、指定給水装置工事事業者指定更新手数料及び」に改め、同号の表指定給水装置工事事業者指定手数料の項の次に次のように加える。

指定給水装置工事事業者指定更新手数料	10,000 円
--------------------	----------

第 35 条の 2 第 1 項中「第 5 条」を「第 6 条」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。